

愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

- 1 日時
平成29年6月28日（水）午前9時30分から午前10時30分まで
- 2 場所
愛知県東大手庁舎1階 セミナー室
- 3 出席者
 - (1) 構成員及び専門委員
青木委員、岡田委員、田代委員、成瀬委員、二宮委員
 - (2) 事務局
環境部：戸澤資源循環推進監、加藤資源循環推進課長、武田主幹、石黒課長補佐、中根主任主査、峯田主査、丹羽主査、加納主任、山田技師
尾張県民事務所知多県民センター環境保全課：川島主査
 - (3) 申請者
オオブユニティ株式会社：浜辺氏他
- 4 傍聴者
2名
- 5 議事録
別添のとおり

愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

【議事】

オオブユニティ株式会社の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置許可申請について

○ オオブユニティ株式会社の事業計画の技術上の基準に対する適合状況等に係る説明

事務局から、資料3～5に基づき、説明した。

○ 質疑応答

(委員)

資料3の別添11の48頁で排ガスの濃度の定義はどこを指すのか。排気筒から出るガスということか。

(事務局)

資料3の別添11の排気筒の下に記載されているデータは、排気筒から排出されるガスのデータである。

(委員)

モニタリングするような箇所があって、そこが予測値を下回るというような理解でよいか。

(事務局)

排気筒の底部に連続測定器を設置して、確認することとしている。

(委員)

燃焼計算を拝見したが、資料3の別添11の図面によると減温塔で水噴霧168kg/hと書いてあり、水を噴霧すれば体積が変わって濃度が変わるはずであるが、計算書の方に反映されているのかが読み切れなかったので、確認したい。

(事業者)

減温塔に入る前のボイラーの温度は調整できないので、集じん機の温度を確保するために、水を噴霧している。この噴霧した水は、各個別の申請書に添付している燃焼計算書の21頁のところで減温水の噴霧量を算出している。別紙2-21-3の産業廃棄物の混焼時の燃焼計算書21頁(3)のところに減温水の噴霧水量 W_6 とあり、これが168となり、別紙2-22フロー中に記載した数字となる。

(委員)

これは全部蒸気になるのではないか。

(事業者)

そのとおり。

(委員)

そうすると濃度が薄まるのではないか。

(事業者)

そのとおり。

(委員)

この資料1別紙2-21-3の6頁の4.4-1.1) 燃焼ガス成分のところに噴霧水量は入っていないのではないかと。乾きガス計の横にあるH₂Oはごみ中の水であると思われるがどうか。燃焼排ガスが排ガスだとしたら、ここに水噴霧量の水の体積を入れておかないといけないと考える。燃焼ガスは減温塔に入る前の燃焼ガスということなのか。

(事業者)

6頁に記載している燃焼ガスは、減温塔前のものである。

(委員)

塩化水素濃度を求める時にどの排ガス量を使っているのかというのが分からないので、どのように求めているのか説明いただきたい。

(事業者)

塩化水素濃度は、焼却炉で最終的にすべて焼却して冷やした後の排気筒のガス量を用いて算出した値である。実際には、28頁(資料3別添10の47頁)の9の煙突のところで記載している塩化水素量6.42を乾きガス量49,891で除して算出しており、128.68という数字が算出されるため、そこから129ppmという数値を記載している。

(委員)

触媒反応塔の温度は、何℃で運転するのか。

(事業者)

触媒反応塔の運転温度は、バグフィルタの入口で180℃になるので、その温度でそのまま運転することとしている。

(委員)

再加熱は考えているのか。

(事業者)

再加熱は考えていない。

○ 審査会議報告案の説明

事務局が、資料6に基づき説明を行った。

○ 質疑応答

(委員)

排ガス中の塩化水素濃度の低減を図るとあるが、塩化水素濃度だけに限定しなくてもよいのではないかと。今回、塩化水素濃度は250から210に下げるという話があったの記載と思われるが、もう少し大きな視点で記載してもよいのではと気になった。

(事務局)

案として1番を「塩化水素濃度を始めとする有害物質の濃度の低減を図るため」と修正することでどうか。

(座長)

「塩化水素を始めとする排ガス中の有害物質の濃度の低減のため」ということではないか。

(委員)

よいと考える。

(委員)

感染性廃棄物を焼却するため、県として、感染性廃棄物の重みについて考えるところがあるのであれば、感染性廃棄物に関する記載を入れた方がよいのではないかと。また、水銀という言葉が入っており、記載のバランスとして感染性廃棄物も入れた方がよいように感じた。事業者がこれまで、感染性廃棄物を処理している経験があれば、記載は無くてもよいかもしれない。

(事務局)

事業者は感染性廃棄物の処理について実績がある。水銀については、平成30年4月1日から水銀の規制が新たに始まるということで注意書きとして記載させていただいたところである。

(座長)

よろしいか。

(委員)

構わない。

(座長)

審査会議報告案について、1番の項目のみ修正することとし、この内容で報告することとしてよろしいか。

(各委員から異議なし)

(座長)

異議がないようなので、この内容で知事への報告とさせていただき、会議終了後、会長印を押印の上、提出することとする。

【その他】

- 事務局から、事務連絡として平成29年6月30日に開催する審査会議の案内をした。